

策定 2024年4月1日

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画（第6期）

足利小山信用金庫

足利小山信用金庫は、2005年度より次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるようにするため、働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、支援計画を策定してまいりましたが、2024年度以降の第6期計画を以下のように策定する。

1 計画期間 2024年4月1日から2028年3月31日まで4年間

2 内容

目 標 1	年次有給休暇の取得促進
-------	-------------

〈対策〉

- ・子育て等に利用しやすい休暇制度の新設を検討する。
- ・その他、計画休暇の日程の増加等、休暇を取得しやすい環境の整備をする。

目 標 2	育児短時間勤務制度の法令を超えた制度を導入
-------	-----------------------

〈対策〉

- ・職員および制度利用者にはアヒアリング等を実施し、現状を把握する。
- ・法令を超えた制度の改正を検討する。

目 標 3	男性の育児休業取得期間の促進
-------	----------------

〈対策〉

- ・育児に関する諸制度について、社内報等を通じて定期的に周知を図る。
- ・男性職員に対する取得促進を図るため、対象者や所属長へアナウンスを行う。

目 標 4	若年者に対する就業体験機会・金銭教育の提供
-------	-----------------------

〈対策〉

- ・高校生や大学生を対象に、インターンシップ等就業体験機会を継続して提供する。また大学生においては、1～2年生を対象とした就業体験機会を検討する。
- ・小学生を対象に、宇都宮財務事務所との共催による金銭教育を継続して提供する。

以上